

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 30 年 10 月 25 日（木） 午前 10 時 45 分
2. 場 所 市議会議事堂
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下主査・佐伯書記
8. 協議事項
9 月定例会臨時会（10 月 25 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 10 時 45 分 閉会 午前 11 時 00 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 10 月 25 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 お疲れ様です。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それでは、これより、本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。議案第 2 号「財産の交換について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 補足説明は特にございませぬ。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 まず市長から議案第 2 号について説明があった中で、地権者である協和工業株式会社と土地の交換をすることと説明を受けましたが、その詳しい理由を教えていただけたらと思います。

光永経済観光部長 これまでの経緯を簡単に説明させていただきます。議案の相手方となっている土地については、三隅地区工場用地整備事業として、買収対象となっている土地で、当初相手方に土地買収の交渉に行った際、同程度の面積の土地を代替地としていただきたいという話がありました。本市の普通財産の中で、適当な土地を探しておりましたところ、議案に上がっている土地との交換ということで、相手方と話がつきましたが、土地の評価額に差がありましたことから、同程度の面積を交換すると差額が発生します。よって、相手方の土地は 6 筆に分かれていましたので、そのうちの価格差が 4 分の 1 以内に収まる土地、1 筆と交換し、残りの土地を買収するという話を進めておりましたが、相手方から、土地 6 筆の全筆と交換する契約をしていただきたいという申し出がありましたので、これを受けることとし、交換する土地の価格差が 4 分の 1 を超えるため、この度議案として提出し、議決を求めるものでございます。

岩藤委員 それでは、代替地が日置の土地というふうに資料に載っていたんですけど、市としての私有財産というのはほかにもあると思うんですが、この日置になった理由を教えていただけたらと思います。

寺岡商工水産課長 先ほど部長が説明しましたように、私どもが工場用地の造成のために土地を買わせていただきたいというお願いをしたときに、こちらの議案のときの交換理由にまいります、土地の所有者さんは、事業を行われ

ている会社さんで、その会社の事業のために現在の土地を使われているということで、その代わりの土地がほしいということでしたので、現在の土地の所有者さんの利用に合ったところということで私有地の中でいろいろご協議をしまして、ここなら私どもが使うのにちょうどいいからぜひここでというご要望になったものでございます。

田村委員 今いきさつ等をお聞きしました。それで、まず長門市の条例で長門市財産の交換譲与または無償貸付け等に関する条例、これの今回ある事業の根拠は第 2 条の 2 を根拠におやりになるという、ちょっと確認事項ですが、確認しておきたいと思います。

光永経済観光部長 今回の市の条例に当てはまれば議会の議決は必要ございません。本市の条例でございまして、今ご紹介があった長門市財産の交換譲与、または無償貸付け等の条例となりますが、その第 2 条の第 1 項の本文及び第 1 号の規定によりますと、「公用または公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするときは普通財産と交換できるもの」となっているものの、第 1 項の但し書き、こちらのほうに「交換する財産の価格差が 4 分の 1 を超える場合は条例に基づく財産の交換ができない」となっております。従いまして、今回の財産の交換の事例は交換する財産が 4 分の 1 を超えることになることから、地方自治法第 237 条の第 2 項の規定による議会の議決によって、財産の交換を行うものでございます。

田村委員 今回の議案になっておるのは財産の交換に関して地方自治法上の規定により、交換に対する議会の議決が必要であるという形で今提案されているということですね。そうしますと、ちょっとこれ疑問に思っているんですけども、議決が出て、それからこれに見合う対応する予算が出てくるのかと。議決が出て予算が初めて確定していくという形になると思うんですけども、今回のちょっと事前に話を聞くと、6 月時点でもう土地買収費の中に入っていると。じゃあ土地買収費のときの買収費用というのはどういうふうな根拠で積算したのか。手順がちょっと何か違うんじゃないかという気がしたんですけど、これは私の勘違いですかね。

寺岡商工水産課長 今委員ご指摘のところは、今回土地を交換することについて、議会のご承認をいただいて実際交換ができるということなので、本年 6 月定例議会で私どもが用地を取得するための土地の購入費を補正予算でお願いしたところとの整合性ということかと思えます。これにつきましては、先ほど経済観光部長が説明をしましたように、6 月定例の時点では、今の 6 筆あるうちの 1 筆、価格差があまりない程度の 1 筆との交換というのを私どもは考えておりました。残りの 5 筆を購入させていただくというような形を考えておりましたが、先ほどありましたように、土地の所有者さんがどうしても 6 筆と私

有地との交換というところでないと契約ができないとおっしゃいましたので、このような形で議会の承認をお願いすることとなったものでございます。

田村委員 6月時点のいわゆる見込み額、予算のね、1筆だけの。それが6筆全部になったと。当然予算が変わるんではないですかね。変わらないんですか。予算額はそのとおりですか。変わるのであればやっぱり、予算上の手続きというのが必要じゃないかと思うけど、そのあたりどうですか。

光永経済観光部長 補足をさせていただきます。今回の土地交換議案につきましては、まず相手先とこの交換に基づく仮契約をしております。仮契約をしたうえで、議会の議決対象になりますので、議決を受けたのちこれが本契約という形になります。従って、仮契約の時点で予算がないとその仮契約の裏付けとなるものがございませんので、当然予算を確保したうえでの仮契約。そして今回議決を受けてこれを本契約とするものでございますので、その手続きで行っているものでございます。

田村委員 これで最後にしますが、ということは、仮契約のときには当然予算上の裏付けがあると。これは今までほかのことでもそうですよね。本契約ができたときに、仮契約時点の予算の金額が異なった場合、おそらく異なるんでしょう。1筆だけの分と6筆だけの分になれば。全く同じ金額なんですか。異なる場合は今修正等の作業があるんじゃないですかね。

寺岡商工水産課長 これまで、先ほど部長が説明しましたように、6月定例議会で用地を購入するための予算をお願いを、議会のご承認をいただきましたものも、今参考資料にお示ししております、この6筆で間違いございませんので、全体の金額は変わりません。ただ、こちらのうちの1筆と市の土地を交換するというので考えていたものが、6筆全部と市の1筆を交換するという形になりましたので、市が購入するための全体の予算というのは、今回の交換のやり方によって予算上のものが変わるものではございません。

三輪委員 ちょっと確認いたしますが、今回取得する6筆の土地というのは、協和工業株式会社さんが会社として全て所有していた土地なんでしょうか。

寺岡商工水産課長 議員ご指摘のとおりでございます。協和工業さんが全て会社として所有されております。

長尾委員 仮契約している金額はいくらになるんですかね。

寺岡商工水産課長 議案のほうにお示ししておりますように、私有地の価格があつて、相手方協和工業さんの6筆の価格があります。仮契約の中ではそれぞれの価格から差額分をお支払いするということになっております。

長尾委員 そしたら結局、価格によると日置のものが484万円と下の交換による取得、三隅のほうは1,769万なにがしとあるけど、この差額ということですか。

寺岡商工水産課長 ご指摘のとおり、議案の中にも 1, 2, 3, 4 番目、交換差額としてこの 1 番と 2 番の差額分 1,285 万 5,746 円を支払うということにしております。

田村委員 ちょっと確認のため。これはいいんですけども、交換する市が持っている日置の土地ですよ。今現状はどういうふうになっているんですかね。

福田管理管財係長 本土地は旧日置町時代に公共事業の残土処分場として埋め立てられた土地の一部でございます。現在は雑種地として残っておる状態でございます。

田村委員 雑種地であるならば、ここを使われる協和工業さんが利用するために、新たに大規模な工事をするという必要はないということですか。

福田管理管財係長 ある程度なだらかな土地が広がっておりますので、協和工業さんで工事をされるのは少しばかりはあるかとは思いますが、だいたいはなだらかな感じの土地でございます。

長尾委員 今残土、私も現地は確認していませんけど、あの周りは昔一般廃棄物の最終処分場の、ごみですよ。その捨て場があつたんですけど、そことは違うんですか。それともその間に一緒に残土も捨てたということでしょうか。

福田管理管財係長 私の記憶で申し訳ないんですけど、その埋立てについては交換予定地よりも更に南側のシンラテックさんよりも後ろ側のあたりになるんじゃないかというふうに思います。

長尾委員 確認ですけど、そしたら最終処分場で捨てたごみのあとではないということですね。

福田管理管財係長 ご指摘のとおりでございます。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。